

海田町給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月9日

海田町長 竹野内 啓佑

海田町条例第26号

海田町給水条例の一部を改正する条例

第1条 海田町給水条例（昭和43年海田町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第32条第1項第1号」を「第31条第1項第1号」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この条において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下これらを「非常時給水装置工事事業者」という。）が工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第5条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は非常時給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）」を加え、同条第3項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

第17条第1項、第35条第2項及び第36条第3号中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

別表中「第32条関係」を「第31条関係」に改める。

第2条 海田町給水条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項の表を次のように改める。

用途	メーターの口径	基本料金の額 (1か月につき)
一般用	13ミリメートル	794円
	20ミリメートル	918円
	25ミリメートル	994円
	40ミリメートル	1,509円
	50ミリメートル	2,816円
	75ミリメートル	4,324円
	100ミリメートル	6,370円
業務用、プール用及び 公衆浴場用（次項において「業務用等」という。）	13ミリメートル	955円
	20ミリメートル	1,079円
	25ミリメートル	1,154円
	40ミリメートル	1,670円

	50ミリメートル	2, 976円
	75ミリメートル	4, 485円
	100ミリメートル	6, 531円

第25条第1項の表を次のように改める。

用途	使用水量 (1か月につき)	従量料金の額 (1立方メートル当たり)
一般用	0立方メートルを超える 8立方メートルまで	28円
	8立方メートルを超える 10立方メートルまで	132円
	10立方メートルを超える 15立方メートルまで	142円
	15立方メートルを超える 20立方メートルまで	165円
	20立方メートルを超える 30立方メートルまで	178円
	30立方メートルを超える 40立方メートルまで	201円
	40立方メートルを超える 100立方メートルまで	212円
	100立方メートルを超えるもの	234円
業務用	0立方メートルを超える 8立方メートルまで	28円
	8立方メートルを超える 10立方メートルまで	154円
	10立方メートルを超える 20立方メートルまで	165円
	20立方メートルを超える 30立方メートルまで	201円
	30立方メートルを超える 40立方メートルまで	212円
	40立方メートルを超える 100立方メートルまで	246円

	100立方メートルを超えるもの	281円
プール用	1立方メートルにつき	169円
公衆浴場用	1立方メートルにつき	105円

第25条第2項中「345円」を「398円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の第24条及び第25条の規定は、令和8年6月以後の月に属する日に検針を行い、その計量した使用水量により算定する料金について適用し、同年5月以前の月に属する日に検針を行い、その計量した使用水量により算定する料金については、なお従前の例による。